国際関連情報 米国情勢

SEC スタッフ・ペーパー「IFRS の実務に関する分析」について

のむら よしひろ ASBJ 常勤委員 野村 嘉浩

1. はじめに

2011年11月16日、米国証券取引委員会(以下「SEC」という。)は、「米国の発行企業の財務報告制度への国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)の組込みに関する検討のためのワークプラン」(以下「作業計画」という。)の一環として、2つのスタッフ・ペーパーを発信した。発信元は、企業財務部主任会計官室(Office of the chief accountant)とされており、あくまでも SEC のスタッフによる公表物という位置付けである。

ペーパーのタイトルは「IFRSの実務に関する分析」と「米国会計基準とIFRSの比較」である。本稿では、これら2つのスタッフ・ペーパーのうち、「IFRSの実務に関する分析」(以下「本ペーパー」という。)について、その概要を取りまとめることとする。なお、本稿に記された内容のうち意見に及ぶ部分は、執筆者個人の見解である。企業会計基準委員会(ASBJ)は、本稿に含まれる分析、調査結果や結論について、いかなる見解も表明していない。

2. 公表に至るまでの経緯

本ペーパーの公表に至るまでの経緯は、以下 のように整理することができる。

- ① 2010年2月、SECは、高品質で世界共通の単一の会計基準の策定、及び、米国会計基準と IFRS のコンバージェンスのため追加検討すべき論点や、IFRS が米国の財務報告に与える影響を評価するための作業計画を公表した。
- ② 2010年10月、SECスタッフは、作業計画に関する最初のプログレス・レポートを公表した。このプログレス・レポートでは、作業計画において示された6つの主要な論点(IFRSの十分な開発と適用、投資家の利益のための会計基準設定の独立性、IFRSに関する投資家の理解と教育、米国の規制環境への影響の検討、公開企業へのインパクト、人的資本の準備)等に関する作業の進捗状況及び今後の予定が説明された。
- ③ 2011年5月、SECスタッフは、作業計画の一環として、スタッフ・ペーパー「組込方法の検討」を公表した。前出2つのスタッフ・ペーパーを第2弾、第3弾と位置付けるならば、「組込方法の検討」は第1弾と位置付けることができよう。「組込方法の検討」



の中では、コンバージェンス・アプローチと エンドースメント・アプローチの要素を組み 合わせた「コンドースメント・アプローチ」 と呼ばれる方法が提案されている。

今回、公表された本ペーパー並びに「米国会 計基準と IFRS の比較 | は、今までの経緯と併 せて、SECの今後の意思決定の判断材料とな るものである。

作業計画を踏まえると、SECは、IFRSを組 み込むか否か、組み込むと仮定した場合の組込 方法に関する決定を、今後数か月内に行うこと が想定されている。

3. 本ペーパーの分析対象企業

本ペーパーは、表紙と目次を除いて62頁か ら構成され、IFRS に準拠している財務諸表を 作成している 183 社の直近の年次財務諸表 (SEC 登録企業 47 社、元 SEC 登録企業 29 社 を含む) について、開示に関する透明性及び明 確性の度合い、会計基準への準拠性の度合い、 財務諸表の比較可能性がどの程度図られている か、などを報告している。

分析対象 183 社は、2009 年フォーチュン・ グローバル 500 社 (収益規模に基づく上位 500 社、FG500) から選択しており、22 か国にも 及ぶ。ドイツ 35 社、フランス 34 社、英国 26 社をはじめ EU 諸国で約80% を占める一方、 日本とカナダの企業は含まれていない。また、 業種数は36にも及び、銀行業(38社)、石油 精製(14社)、通信(12社)が上位を占めてい る。

4. 本ペーパーの構成の紹介

本ペーパーは、エグゼクティブ・サマリー

(1~3頁) の後、セクションⅠからセクション Ⅲまでの3つのセクションで構成されている。

セクション I (4~10頁) は、スタッフの分 析の範囲、方法、限界を含むスタッフ・ペーパ ーの背景を提供している。

セクションⅡ(11頁~57頁)は、本ペーパ ーの母体となるもので、特定の領域(topical area) における企業に関するスタッフの考察を 示している。領域は、会計方針、財務諸表の表 示、資産・負債・株主資本・収益・費用・さま ざまな取引の会計処理、特定の業種固有の事項 である。

ここで SEC スタッフは、調査対象企業の財 務諸表は、概ね IFRS の規定に準拠しているよ うに見受けられると判断しているが、次の2つ のテーマについて、検討が必要であるとしてい る。

① 対象領域全体において、分析対象とした財 務諸表の透明性と明確性を向上する余地があ る (could be enhanced)。

例えば、特定の領域について、会計方針を開 示していない企業がある。また、会計方針の開 示に関して、投資家の理解に役立つような、詳 細な又は明瞭な開示を行っていない企業が多 11

一部の企業においては、使用している用語 が、IFRS で適用されている用語と整合してい なかった。

さらに、特定の取引について、自国基準を参 照している企業もあるが、そうした自国基準が IFRS と整合しているか不明瞭であるため、特 定の開示については、企業の取引内容及びその 取引がどのように財務諸表に反映されている か、理解が困難な場合がある。

さらに、なぜ、自国基準を参照しているの か、その理由が不明な場合が見受けられた。自 国基準又はガイダンスの参照が、その国の IFRS を取り入れる手法なのか、あるいは、

IFRS に特定のガイダンスがないため、自国のガイダンスを参照しているのか等の理由が不明であり、もし、理由が後者である場合には、さらに企業が IFRS による会計方針の選択と適用の要件を適切に満たしているかどうか、不明である。

② IFRS の適用の不統一が、国や業種をまた がる財務諸表の比較可能性の困難さを示して いた。

この不統一は、さまざまな要因から生じているが、基準自体が複数の会計方針の選択肢を提供しているケースや、そもそも基準にガイダンスが存在しないケースもある。また、企業が基準に準拠していないことから生じるケースもある。

セクションⅢ(58~62 頁)は、開示レビュー・プログラムの一環としての企業財務部のレビューで、頻繁にコメントのある領域の要約を示している。その要約は、分析時に SEC に登録し、IASB により公表された IFRS に従って財務諸表を作成して開示した約 170 の外国企業 (foreign private issuers)の直近約 140 の SECファイリングに関するものである。

5. セクション II 「IFRS の適用」 におけるスタッフ分析の紹介

本稿では、会計方針、財務諸表の表示、資産の会計処理、収益の会計処理、費用の会計処理、 理、さまざまな取引の会計処理といった領域について、ペーパーで分析されたスタッフの見解の一部を紹介する。

紙幅の関係で、負債の会計処理、株主資本の会計処理、政府補助金の会計処理及び政府援助の開示、業種固有の領域の会計処理で指摘された見解は省略するが、その分野でも多くの指摘がなされていたことを付言しておく。

1】 会計方針

① 会計方針の選択

スタッフは、分析した会社の約20%が、会計方針の開示の一部として特定の取引への国内のガイダンスに言及していることに注目した。

また、2つの国の会社が、他の国の会社より も頻繁に国内ガイダンスの使用を開示していた ことに注目した。

さらに、会社が収益認識の会計方針の特定の 部分を作成するために他の基準設定主体の基準 書等に依拠することを選択したケースにも注目 した。

② 会計方針の開示

スタッフは、分析した会社の会計方針の開示が、一般的にガイダンスに整合していることを確認した。しかし IFRS は、財務諸表が適正な表示を達成するための会社の会計方針に関する開示の程度の決定について経営者の判断に依拠している。スタッフは、IFRS が明示的なガイダンスを示していない場合に、適用した会計方針及び他のガイダンスをどの程度適用したのかを説明するために経営者が提供した詳細なレベルにおける相当の不統一に注目した。

スタッフは、会計方針の開示が不明確であった多くの事例に注目した。例えば、スタッフは、複数の要件が満たされる必要がある場合に、会社が基準に関する特定の認識又は測定の要件のみを強調していた多くの例を観察した。

多くの場合、これらの所見は、財務諸表に認識した金額への「最も重要な影響」を有するものとして、会社がIAS 第1号により開示した会計方針に関するものであった。5%の会社がこうした開示を行っていなかった。これらの開示を提供していた会社は、最も重要な影響の開示を適用した2~12の会計方針について識別しており、その平均は6であった。金融商品、有形及び無形資産の減損、引当金(負債認識)、

従業員給付、法人所得税については、分析した 会社の50%超が、列挙している。

多くの領域では、不明瞭な開示をしている会 社の比率につき、SEC 登録企業よりも登録企 業でない会社の方が、高かった。

③ 財務諸表の変更

分析した会社の5%が、方針の変更あるいは 分類の遡及的変更で、誤謬の訂正の方に近く見 える報告をしていた。

遡及適用や修正再表示の場合、比較対象期間 のうち最も古い年度の期首時点の財政状態計算 書の表示が要求されるが、このような変更を報 告した会社の10%は、追加の財政状態計算書 を表示しなかったか、注記提供に留めた。

2】 財務諸表の表示

① 財政状態計算書

財政状態計算書上の分類について、分析した 会社のほとんどが、資産合計及び負債・資本合 計を報告していた。2つの国からの会社は、従 来の国内会計基準での実務に合わせて、純資産 合計と資本合計を報告していることが多かっ た。

財政状態計算書における金融資産の分類は、 まちまちであった。

IFRS は、限定的な状況において、企業が繰 延税金資産と繰延税金負債を相殺することを認 めているが、この点に関する会計方針を開示し た会社のうち大半は、同一の課税当局が課する 法人所得税に関する繰延税金資産と繰延税金負 債の相殺に関する要件を記載していた。

また、概ね3か国の一部の企業は、「純債務」 のような追加的な数値を財政状態計算書の本体 に表示していた。

② 包括利益計算書

IFRS では包括利益計算書につき、1 計算書

か2計算書の選択が認められているが、圧倒的 多数の会社が2計算書(分離した損益計算書 を、その直後の分離したその他の包括利益の計 算書とともに報告する) 方式を採用していた。

費用の表示については、約半数の会社が性質 別で報告し、他の半数が機能別で報告してい た。費用を機能別に表示した会社の約3分の1 は、機能別に分類した金額の性質を開示しなか った。

損益計算書の本体で報告された小計の内容 は、会社ごとに大きく異なっていた。その相違 は18種類にも及ぶ。

3か国の会社は、特定の項目を除外した損益 計算書の小計又は様式を多く表示していた。こ の実務は以前に適用されていた国内基準の表示 を踏襲したものと思われる。

IFRS は関連会社の純損益に対する投資者持 分を区分して開示することを要求しているが、 その金額を損益計算書本体のどこに報告すべき かは明示していない。スタッフは、各社の当該 項目の報告に関して、6つの異なるパターンを 検出した。

③ キャッシュ・フロー計算書

スタッフは、営業キャッシュ・フローにつ き、大多数の会社が間接法の表示を使用してい ることに注目した。2か国の会社は主として直 接法を使用していた。

スタッフは、営業キャッシュ・フローの算定 の出発点として用いる純損益に、10種類の変 形を観察した。スタッフは、半数強の会社が営 業キャッシュ・フローの中で、1つまたは複数 の小計を報告していたことにも注目した。

スタッフは、ある国の一部の会社が、当該会 社が保有する特定の投資信託持分を、自国の金 融規制当局が公表したガイダンスに基づき、現 金同等物に分類していたことにも注目した。

スタッフは、いくつかの会社が、キャッシ

ユ・フロー計算書における現金同等物の金額 と、財政状態計算書で報告した対応する項目の 調整表が非開示であることを発見した。

④ 1株当たり利益

スタッフは、数社(主としてある国の銀行業の会社)が1株当たり利益を開示していなかったことに注目した。

3】 資産の会計処理

① 棚卸資産

スタッフは、棚卸資産を、IAS第2号の記述 と異なる基礎で測定していた2社に注目した。

スタッフは、製品に関連した無形資産の償却を棚卸資産の原価に含めていた会社がある一方、製品と無形資産の性質が同様である場合でも、含めなかった会社があったことに注目した。こうした会社の大半は、借入費用を棚卸資産に含めていなかったが、ある会社は IAS 第23号で禁じている「繰り返し大量に製造(あるいは他の方法で生産)される」ものと思われる棚卸資産に、借入費用を含めていた。

スタッフは、棚卸資産の分類の多様性を観察した。大半の会社がすべての棚卸資産を流動資産に分類していたが、一部の会社は非流動の分類を使用していた。流動に分類された資産の一部については、非流動の分類の方が適切であった可能性がある。

一部の会社は、IAS第2号が要求している、 当期中の評価減の戻入金額及び戻入れに至った 状況を開示していなかった。

② 無形資産

IFRS は、自己創設無形資産を特定の要件に該当した場合に認識するよう要求しているが、多くの会社では、どのコストを資産計上しているのか不明で、比較可能性の評価が困難であった。

スタッフは、特定の種類の無形資産の耐用年数が確定できると判断した会社があった一方、同じ種類の無形資産の耐用年数が確定できないと判断した会社もあったことを観察した。スタッフは、この耐用年数の判断における相違の理由を判断できなかった。

会社は、会計方針として、原価モデルと再評価モデルのいずれかを選択でき、その方針を無形資産の種類全体に適用しなければならないが、すべての会社が、排出権以外の無形資産について原価モデルを選択していた。

③ 有形固定資産

スタッフは、当初認識において、一部の会社は、スタートアップ期間中に発生したコストを 資産化した旨を記載していたが、資産化したコ ストの内容やスタートアップ期間の長さを記述 していなかった。

IFRS は、会社が当初認識後の会計処理に原価モデルと再評価モデルのいずれかを選択することを認めているが、会社の大多数は、原価モデルの使用を選択していた。

減価償却については、大多数の会社が定額法 を使用していた。

④ 資産の減損

スタッフは、次のものを含めて、資金生成単位として定義された、いくつかのレベルを観察した。すなわち、事業セグメント、事業セグメントより下だが定義はされていない、事業セグメントより1レベル下、事業セグメントより2レベル下、個々の店舗、などである。他の場合にはのれんが配分されたレベルが不明確なものもあった。

スタッフは、使用価値は割引キャッシュ・フロー予測に基づいて計算するのが最も一般的であると観察した。多くの会社が税引き後の割引率の使用を開示しており、それらの会社が税引

き後のキャッシュ・フロー見積りを使用してい たのかどうかは必ずしも明確でなかった。

スタッフは、のれんの減損を認識したが、 「減損損失の認識又は戻入れに至った事象及び 状況」の記述的説明を提供していない数例の会 社に注目した。

⑤ 金融商品

金融商品に関するスタッフの所見は、主とし て銀行業の会社に関してのものである。

認識及び測定に関して、スタッフは、一部の 会社が金融商品の会計処理について自国のガイ ダンスに依拠していたことに注目した。例え ば、欧州連合内の銀行業界の一部の会社は、 IAS 第 39 号のヘッジの要求事項を適用する際 に、欧州連合の「カーブアウト」を適用してい た。ある国は銀行業界のすべての会社がカーブ アウトの使用を開示していたが、他のある国で は、カーブアウトを開示した会社がなかった。 それ以外の国での実務はまちまちであった。

IFRS は特定の要件が満たされる場合に、公 正価値オプションの適用を認めている。銀行業 や保険業の企業では、大半の会社がこの適用を 選択していた。

IFRS は、減損の認識のための基礎として減 損の兆候の使用を検討している。スタッフは、 銀行業及び保険業の会社の多くは、売却可能投 資の減損をいつ計上すべきかの画一的な境界線 となる指標としての数的閾値(株価の下落の大 きさ及び下落の期間の長さ)を使用していたこ とに注目した。スタッフは、数的閾値を開示し た会社の過半数が2つの国の会社であったこと に注目した。

スタッフは、ヘッジ会計を適用した会社のう ち多くが、有効性を判定するための方法を開示 していなかったことを観察した。さらに数社 が、IFRSで要求している「キャッシュ・フロ ー・ヘッジから生じた純損益に認識した非有効 部分」を開示していなかった。

スタッフは、貸倒引当金や貸付金の減損に関 して、次の点での多様性に注目した。すなわ ち、貸付金の減損の認識に関する会計方針、貸 付金の潜在的な減損の有無を検討する際に考慮 される要因、内部格付けの割当方法、考慮され る期間、などである。

スタッフは、一部の会社が貸倒損失を会計処 理するために、自国のガイダンス又はルールに 依拠していたことを発見した。ある会社は、貸 倒引当金を見積るために用いた損失率を、集合 的評価のための自国の規則から入手した旨を開 示していた。同様に別の会社は、一般引当ての ための引当率が自国の中央銀行により強制され ている旨を開示していた。

会社は、引当金方式の使用を認められている が要求されてはいない。ほとんどすべての会社 が引当金方式を使用していた。当該引当金は財 政状態計算書の本体で区分開示することが要求 されていないが、約20%の会社が区分して開 示していた。残高の増減表は注記で表示してい たが、増減の内訳の開示はさまざまであった。

ある国の銀行業の2社は、減損損失の計上に 引当金方式を使用せずに減損を直接償却として 計上していた。

スタッフは、「provision」と「allowance」 という用語の使用における差異を観察した。さ まざまな会社が、双方の用語を意味する言葉と して、リスクのコスト、減価償却、リスク引 当、減損、減損損失の累積残高、評価調整、積 立金(reserve)などの言葉を用いていた。

スタッフは、信用度に関する開示の範囲及び 提供した情報の差異に注目した。多くの会社 は、減損した貸付金に係る引当金の金額、不稼 働貸付金の金額、期限が経過したが減損とは見 ていない貸付金の年齢分析、減損した貸付金に ついて認識した受取利息の金額、条件緩和貸付 金の残高を示していなかった。

スタッフは、減損、不稼働及び期間経過の貸付金の残高の開示レベルの相違も観察した。

多くの会社は、信用の集中を信用度の1つの 指標として開示していた。しかしその情報が貸 付金に限定されているのか、証券も含んでいる のかを区別するのは容易ではなかった。

スタッフは、公正価値測定に関する開示の差 異に注目した。最小限の情報しか提供しておら ず、開示要求に準拠していないように見える多 くの開示に注目した。例えば、ヘッジ非有効部 分の金額は省略されていることが多かった。

IFRSは、ある金融商品について公正価値オプションを選択した場合に、公正価値会計を適用するための適格要件を企業がどのように満たしたのかの開示を示唆している。しかしスタッフは、指定の要件をどのように満たしたのかを企業が開示しなかった多くの事例を検出した。いくつかの会社は、特定の金融負債を純損益を通じて公正価値で測定していたが、自身の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動を開示していなかった。

スタッフは、レベル3の金融商品に関する開示の不統一にも注目した。ある会社は、期末時点でまだ保有しているレベル3の金融商品に起因する損益の金額を開示していなかった。ある国のいくつかの会社は、レベル3の金融商品について要求されている開示のすべてを提供していなかった。

6 投資不動産

3分の1の会社が、IAS 第40号の範囲に含まれる取引を行った旨を開示していた。IAS 第40号は、特定の状況において、企業が投資不動産を測定する際に公正価値モデルと原価モデルの選択が認められているが、大半の会社は原価法を適用していた。

いくつかの会社は、投資不動産の公正価値の 算定に用いた方法及び重要な仮定を開示してい なかった。スタッフは、投資不動産の公正価値 の算定における国ごとの差異にも注目した。

4】 収益の会計処理

① 全 般

3分の1強の会社は、収益に関する会計方針で、収益認識のガイダンスを取引にどのように適用したのかを十分に説明していなかった。特に2つの国で不明瞭な開示が一般的であった。収益認識の方針の開示が不明瞭な会社の過半数は、電気通信、自動車及び同部品、公益事業、食品及び薬品販売店の業界の会社であった。

② 複数の要素を有する販売取引

複数の要素を有する販売取引に関する会計方針を開示した会社の多くが、収益の各要素の価値をどのように算定したのか説明しなかった。また将来の期間において、収益を認識する時期及び各期間に認識すべき金額をどのように決定したのかも開示していなかった。

特に、電気通信業界は、収益取引における 種々の要素の会計処理に関して著しい不統一を 示していた。

③ 特定の業界に特有の収益認識

自動車業界で買戻条件付きの販売契約を行った会社の大半は、重要なリスクと経済価値が、買い手に移転されたかどうかに言及しておらず、この判断を行う際に考慮した要因の説明もなかった。スタッフは、大半の会社がこれらの取引をオペレーティング・リース付きの販売として会計処理していたことに注目した。大半の会社は、残価保証又は買戻しの金額をどのように算定したのかを説明していなかった。

小売業界の大半の会社は、ギフトカードの買 戻しに関する会計方針を開示しておらず、カス タマー・ロイヤルティ・プログラムに関して限 定的な開示しかしていなかった。

スタッフは、電気通信業界での通話機の販売 の会計処理におけるいくつかの差異に注目し た。

4 表示

スタッフは、業界内及び業界間の両方におけ る会社の収益と相殺される項目の内容の相違に 注目した。スタッフは、収益と相殺された金額 の測定方法を説明する開示が限定的であったこ とにも注目した。

⑤ 工事契約

3分の1強の会社が、IAS 第11号の範囲に 含まれる取引を行った旨を開示していた。

大半の会社が、契約の結合及び分割、契約収 益及び契約原価の内訳、見積りの変更を認識す るために適用した要件などに触れていなかっ

大半の会社が、工事進行基準を適用する際の 契約の進捗度の決定に用いたアプローチを開示 していたが、一部の会社は、複数のアプローチ の使用を開示しながら、それぞれのアプローチ をどの場合に適用したかを明示しなかった。

5】 費用の会計処理

① 株式ベースの報酬

3分の2の会社が、IFRS第2号の範囲に含 まれる取引を行った旨を開示していた。

IFRS 第2号の範囲に含まれる取引があった 会社の半数弱が、持分決済型あるいは現金決済 型の株式報酬について不明瞭な会計方針の開示 をしていた。不明瞭な会計方針の開示をしてい た会社の過半数は、自動車、石油精製、銀行、 電気通信、公益事業の会社であった。

スタッフは、多くの会社の開示が、従業員株 式購入制度に関して費用処理された金額が、 IFRS が要求している公正価値ではなく、算式 を用いて計算された価格に基づいていることを 示唆していたことにも注目した。

スタッフは、会社が株式報酬の特定の局面の 会計処理のために国内基準設定主体のガイダン スを参照していたいくつかの事例にも注目し た。それらの会計方針が IFRS に準拠していた のかどうかや、取引に具体的に当てはまる IFRS がない場合に、IAS 第8号に従って、会 社が国内基準の使用を適切に決定したのかは、 明らかではない。

報酬の公正価値を測定するための仮定に関し て、ある特定の会社は、高いあるいは極端なボ ラティリティの期間を除外するために、予想ボ ラティリティに上限を設けるか、平準化してい る旨を開示していた。

株式報酬の開示を提供した会社について、開 示のレベルが大きく異なっていた。

② 法人所得税

3分の1の会社が、法人所得税に関する会計 方針の開示で、IAS第12号の認識及び測定の 要件の全部を扱っていないか、又は以下に述べ るような不明瞭な開示をしていた。

税金が営業費用なのか法人所得税なのかの判 断は、国の特定の法令とともに、検討対象の税 金の個別的な条件に大きく左右される。スタッ フは、特定の税金が営業費用ではなく法人所得 税であるかどうかの判断における差異に注目し た。

2 社が、IAS 第 12 号の当初認識の要求事項 のファイナンス・リース及び資産の閉鎖及び原 状回復コストの引当金に対する適用に関する追 加の開示を提供していた。一方の会社は、この 免除がこれらの種類の取引に適用されると判断 して繰延税金を計上しなかったが、他方の会社 は、免除は適用されないと判断して繰延税金を 計上した。

ある会社は、子会社及び関連会社への参加に 係る一次差異に係る繰延税金は、当該差異が近 い将来回収される可能性が高い場合にのみ報告 されると開示していた。さらに一部の会社は IFRS が要求している未計上の一次差異の合計 額を開示していなかった。

スタッフは、ある国のいくつかの会社が、繰延税金資産の評価引当金を報告し、評価引当金を考慮する前の繰延税金資産を報告していたことに注目した。IFRS は評価性引当金の使用を考慮していない。

当期及び繰延税金資産・負債の算定には、経営者のかなりの判断及び見積りを要する。10%強の会社が、法人所得税の不確実性についての会計方針に関する追加の開示を提供していた。

スタッフは不確実な税務ポジションに関して 提供された開示の内容及び詳細におけるかなり の差異を観察した。法人所得税の不確実性につ いての会計方針に関する追加の開示を提供した 会社の過半数は、4か国の会社であった。

③ 従業員給付

スタッフは、会社が確定給付年金制度を国内 のガイダンスに基づいて又はそれにより調整し て会計処理していたいくつかの事例に注目し た。

例えば、ある国のいくつかの会社は、年金会計が国内の規制上の要求事項に準拠している旨を開示していた。ある国のある会社は、年金の開示の特定の部分が自国会計基準により決定されている旨を開示していたが、それはIFRSの要求事項とは異なっていた。ある国の一部の会社は、自国基準をIFRSの補完として適用した旨を開示していた。ある国の一部の会社は、その国での従業員の権利確定した法定のトレーニングの権利に関する引当金を認識していなかった。代わりにこれらの会社は自国基準に従っていた。

数理計算上の差異は、その他の包括利益の一部として認識することができるが、確定給付制

度を有する会社の過半数が、全額をその他の包括利益に直接計上していた。スタッフは、4か国の会社では、全額をその他の包括利益に直接計上することが支配的であった一方、他の3か国では、回廊方式の方が一般的であったことに注目した。ある会社は、数理計算上の差異を利益剰余金に直接計上した旨を開示していたが、これはIFRSの要求事項と整合していない。

ある会社は、過去勤務費用を直ちに費用処理 した旨を開示していた、この会社の方針は、給 付が直ちに権利確定となる場合にならば適切で あろうが、権利確定期間は明示されていなかっ た。

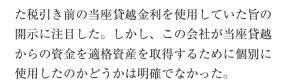
IFRS は、退職後給付債務の割引に用いる率を、報告期間末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定することを要求している。そのような債券について厚みのある市場がない国では、国債の市場利回りを使用する。一部の会社は、特定の国では市場の混乱のため優良社債の厚みのある市場がないと判断し、その代わりに国債の市場利回りを用いていた。これに対し、同じ期間にそれらの国での優良社債の市場利回りを用いていた。また、割引率の出所を開示していなかった企業もあった。

若干の会社が、特定の年金制度を一緒にグルーピングし、集約したベースで仮定を示していた。しかし、その仮定が要求のとおり加重平均ベースなのかは明確でなかった。別の会社は、IFRSが認めるとおり、仮定の範囲を開示していたが、使用された範囲は IFRS の定めよりも広かった可能性がある。

④ 借入費用

スタッフは多くの会社が、借入費用について 不明瞭な会計方針を開示していたことに注目し た。

あるケースで、スタッフは、会社が資産化に 適格なコストの金額を算定するために、発生し



6】 さまざまな取引の会計処理

① 企業結合

ほぼ10%の会社が、企業結合に関する会計 方針を開示していなかった。それらの会社の大 半は、銀行業の会社であった。方針を開示した 会社のうち大部分は、パーチェス法の非常に簡 潔な説明を示し、過半数は、その会計処理方法 の多くの側面に触れていなかった。

IFRS 第3号では、非支配持分の取得の会計 処理方法につき、一般に使用されている2つの 会計処理方法に注目した。ここでは、「親会社 拡張方式」(被支配持分の購入価格と帳簿価格 との差額をのれんに計上する)と「事業体概念 方式」(被支配持分の購入価格と帳簿価格との 差額を資本の調整として計上する)と呼んでい る。

被支配持分の取得に関する会計方針を開示し た会社のうち3分の2が、親会社拡張方式を適 用していた。

② 共通支配下の取引

IFRS は、共通支配下の企業間の取引の会計 処理方法に関するガイダンスを示していない。 そこで、スタッフは、大半の会社が共通支配下 の取引を有していないように見えたことに注目 した。共通支配下の取引を有していた会社の中 には、いくつかの異なる方法が適用されてお り、大半の会社は、特定の方法を選択した理由 や、その会計方針の選択が財務諸表にどのよう に影響したのか開示していなかった。

③ 売却目的保有の非流動資産及び廃止事業 対象企業の大半は、売却目的保有の資産又は

非継続事業のいずれかを報告していた。非継続 事業に関する会計方針を開示した会社の約3分 の1及び売却目的保有の資産を報告した会社の 過半数は、不明瞭な会計方針を開示していた。

スタッフは、いくつかの会社が IFRS に準拠 していないように見える会計実務を記述してい ることにも注目した。ある会社は、ある資産を 売却目的保有に分類する要件の1つは、売却が 財政状態計算書目から1年内(分類目から1年 ではなく)に完了することだと記述していた。 別の会社は、現状では売却に利用できない資産 を売却目的保有に分類していた。

スタッフは、会社が IFRS 第5号の表示の要 求事項に準拠していないいくつかのケースに注 目した。いくつかの会社は、売却目的保有の資 産及び負債を「その他の資産」及び「その他の 負債」に含めていた(財政状態計算書上で区分 表示していない)。

若干の会社は、非継続事業への分類に関する 損失を、非継続事業ではなく、その他の営業費 用として報告していた。

④ 事業セグメント

ある国の2社が、事業セグメントがない旨を 開示していた。当該会社が、どのような会社に も期待される最小限の1つのセグメントを有し ているということなのか、本当にセグメントが ないということなのか、明確ではなかった。

(5) リース

重要性のあるリースを有する会社の一部は、 リースをファイナンスに分類するのか、オペレ ーティングに分類するのかに関する会計方針を 開示していなかった。

さらにスタッフは、一部の会社が、リースの 会計方針の開示で、リースの認識及び測定の要 件の全部ではなく一部に言及していたことに注 目した。例えば、ファイナンス・リースの金利

要素をどのように会計処理したのかに言及していない会社や、変動賃料又はインセンティブを どのように会計処理したのかを開示していない 会社があった。

⑥ 子会社の連結

20% の会社が、IAS 第 27 号の認識及び測定の要件の全部に触れていないか又は他の点で不明瞭な連結の会計方針を開示していた。これらの会社の過半数は、ある国の会社であった。

いくつかの会社が、他の取決めや他の形式の 支配の結果として、50% 未満の所有持分しか 有していないが連結した企業、又は50% 超の 所有持分を有しているが連結しなかった企業を 開示していたが、その取決めの内容やこれらの 他の形式の支配が何かについて、説明していな かった。

スタッフは、特別目的事業体に関して、支配 の指標の存在があるにもかかわらず、会社が特 別目的事業体を連結しなかったいくつかのケー スに注目した。

⑦ 関連会社に対する投資

若干の会社は、関連会社に対する重要な投資を有しているように見えるのに、関連会社に関する会計方針を開示していなかった。

スタッフは、重要な影響力が推定される閾値 (20%~50%) よりも低いか又は高い議決権所 有持分を伴う投資の会計処理に、会社が持分法 を適用したいくつかの状況に注目した。しかしこれらの会社は、持分の使用の根拠に関して要求されている開示を提供していなかった。

スタッフは、対象企業の10%が、重要性がないと考えられた関連会社にIAS第28号を適用していない旨を開示していた。これらの会社の過半数は、ある国の会社であった。

事業年度に差異がある旨を開示した会社のう ち、若干の会社は3か月超の差異期間を有して いた。

IFRS は持分法で会計処理された関連会社に 関する要約財務諸表の開示を要求しているが、 大半の会社は、要約財務情報を作成するために 用いた基礎を開示していなかった。若干の会社 が、要約財務情報が IFRS 以外の会計処理の基 礎により作成された旨を開示していた。

⑧ ジョイント・ベンチャーに対する投資

スタッフは、ジョイント・ベンチャーを有する会社の約半数が、比例連結で会計処理し、他 の半数が持分法を適用していたことに注目し た。

3か国の会社の過半数は、比例連結法を適用していた。5か国の会社の過半数は持分法を適用していた。

エネルギー、鉱山及び原油生産、公益事業の会社の過半数は、比例連結法を適用していた。 電気通信、石油精製、自動車、銀行業の会社の 過半数は、持分法を適用していた。

6. セクションⅢ「SEC 登録企業 のレビュー」について

セクションⅢでは、企業財務部が開示レビュー・プログラムの一環として、分析時点で SEC に登録していて、IASB が公表した IFRS に従って財務諸表を作成している旨を開示して いた約 140 の外国民間発行者の直近の SEC ファイルのレビューの中で、発したコメントを要 約している。

コメントが多いテーマを順に列挙すると、金融商品(全体の70%弱に当たる企業)、財務諸表の表示(約50%)、資産の減損(約30%)、連結やジョイント・ベンチャー(30%弱)、収益(約25%)、事業セグメント(約25%)となっている。



以上の概要から理解できるように、本ペーパ ーは、限られた対象企業ではあるが、IFRS を 適用している非米国大手企業の開示内容を詳細 に検討したものである。こうした検討内容を踏 まえて、今後、SEC が IFRS の組込みに関して どのような判断を下すこととなるのか、引き続 き、注目していきたいと考えている。